

4 都道府県による市区町村の取組への支援

(1) 都道府県居住支援協議会による支援

【制度の概要】

国土交通省は、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、都道府県による市区町村に対する支援として、①市区町村の個別のニーズや取組状況の把握、②居住支援法人の活動や居住支援協議会設立に係る事務処理等についての情報提供、③居住支援の関係団体や居住支援協議会を設立済みの市区町村の間でのネットワーク構築、④都道府県における推奨的な取組の実例、⑤市区町村に対する支援体制の典型的な類型について示している。

また、各都道府県は、全て居住支援協議会を設立済みであり、居住支援協議会を通じた情報提供や関係者のネットワークづくりなどを行うことにより、区域内の市区町村における居住支援の取組を支援している。

【調査結果】

県による市区町村に対する支援に関し、県居住支援協議会の活動等について調査したところ、次のような実態がみられた。

調査対象 15 県の居住支援協議会の構成員をみると、全 15 県が市区町村を構成員に含んでおり、調査対象とした 48 市は全て所在する県の居住支援協議会の構成員となっていた。他方、調査対象とした 45 居住支援法人のうち 12 法人は活動区域の県の居住支援協議会の構成員に含まれていなかった。また、そもそも居住支援法人自体を構成員としていない県が、3 県みられた（表 4-①）。

表 4-① 調査対象 15 県の居住支援協議会の主な構成員の属性

(単位：県)

属性	市区町村	居住支援法人	社会福祉協議会	宅地建物取引業協会	全日本不動産協会	受刑者関係 (保護観察所等)
県	15	12	14	14	12	10

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市区町村を構成員とする 15 県のうち 5 県、及び居住支援法人を構成員とする 12 県のうち 5 県では、県内に所在する市区町村又は居住支援法人の一部が構成員となっていない。

調査対象 15 県の居住支援協議会の開催回数をみると、開催回数 0 回のところが令和 3 年度に 1 県、4 年度に 2 県、5 年度に 1 県みられた（表 4-②）。

調査対象 15 県のうち 12 県では、居住支援協議会会則や設置要綱等において、毎年度会議を開催することを規定しており、うち 11 県では一年度における最低限の開催回数についても規定していた。一方、毎年度開催する旨を規定していないところが 3 県あり、このうち、令和 4 年度の開催回数が 0 回のところが 1 県、3 年度から 5 年度までの間に一度も居住支援協議会を開催していないところが 1 県みられた。

表 4-② 調査対象 15 県の居住支援協議会の年度別開催回数

(単位：県)

	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上
令和 3 年度	1	3	2	0	6	3
4 年度	2	4	3	0	4	2
5 年度	1	6	2	2	3	1
合計	4	13	7	2	13	6

(注) 当省の調査結果による。

調査対象 15 県の居住支援協議会による市区町村に対する支援の状況をみると、11 県の居住支援協議会において、令和 3 年度から 5 年度までの間に、居住支援に関連した制度や居住支援法人との連携事例などに関する知見を深めてもらうこと等を目的とした、講義形式でのセミナーや勉強会、研修会等を開催しており、このうち 7 県では、これらを定期的に開催している状況がみられた。

開催方法としては、居住支援協議会の総会や居住支援協議会の下に設置される専門部会等の機会を利用して開催していたところが 5 県みられ、こうした会議の機会とは別の機会を設けて開催していたところが 8 県みられた（両方の方法で実施しているところが 2 県みられた。）。

上記研修会等の開催のほか、各県の居住支援協議会の構成員や関係職員などの間で居住支援に関する情報交換や意見交換を実施できるよう、意見交換会・交流会などを開催しているところが 10 県みられた。

それらには、不動産事業者等の民間事業者も含め居住支援の関係者を広く対象としているもの、居住支援法人同士の連携を深めることを目的として居住支援法人のみを対象としているもの、市区町村居住支援協議会の設立の機運を高めることを目的として市区町村の担当者のみを対象としているものなどがあり、中には、目的に合わせて小規模な意見交換会を複数回開いている県もみられた。

さらに、市区町村における居住支援協議会の設立等の意識醸成を図り、その機運を高めるため、国や県の事業を活用して市区町村の支援を行ったところ、居住支援協議会が設立されるなど居住支援への取組の進展に寄与している事例もみられた（事例 4-①）。

事例 4-① 国や県の事業を活用して市区町村の支援を行い、市区町村の居住支援への取組の進展に寄与している事例

No.	事例の概要
1	当県は、市区町村における居住支援協議会の設立への意識醸成を図り、その機運を高めるため、継続的に、市区町村別に住宅部局と福祉部局、場合によっては不動産事業者や士業団体等の民間団体も含めて、意見交換会を開催している。令和 4 年度及び 5 年度には、国土交通省の「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」や、厚生労働省の「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」を活用して、講演・意見交換・グループワークを組み合わせた支援を行った。 こうした取組を行った結果、1 市区町村において令和 6 年度における居住支援協議会設立に向けた具体的な動きにつながった。
2	当県は、市区町村居住支援協議会設立支援の一環として、令和 5 年度から居住支援協議会の担当職員同士の交流会を開催している。当該交流会には、居住支援協議会を設立済みの市区町村に加えて、設立を検討している市区町村も出席しており、それぞれの取組や課題について意見交換を行うなど、関係者間の交流の場となっている。 当該交流会には、各市区町村の住宅部局と福祉部局それぞれの担当者が出席している。また、各市区町村からあらかじめ、他の市区町村における居住支援の取組等に関して知りたいことや質問を募った上で、当県が各市区町村の状況を確認し、一覧の形に取りまとめたものを各市区町村に提供している。 当該交流会に出席した市区町村からは、居住支援協議会の取組や課題等についての理解が深まったとの好意的な意見が寄せられている。
3	当県は、支援を受けることを希望する市区町村に対して、民間団体から専門家を派遣し、住宅確保要配慮者からの相談を受ける無料相談会を開催する等の事業を実施しているところ、当該事業を利用した 10 市区町村のうち、少なくとも 3 市区町村では、以後も自ら同様の民間団体に相談の受付を委託し、住宅確保要配慮者からの相談に対応するなど、居住支援に係る相談体制が根付き、居住支援への取組に進捗がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

なお、県居住支援協議会の活動の一環として協力不動産店事業（前記 2 (1) イ (イ) の調査結果参照）を実施している調査対象県には、住宅確保要配慮者等が参照できるように協力不動産店のリストや検索システムをホームページで公開しているところもみられる。当該県内の調査対象市において、前記 2 (1) イ (イ) 表 2-⑤のとおり、住宅確保要配慮者への対応時に活用している状況がみられた。

上記のように、各県の居住支援協議会では、一部を除き、市区町村と居住支援法人を構成員として毎年定期的に会議を開催し、居住支援に関する制度説明や情報交換、意見交換、市区町村の居住支援体制の整備に資する取組等が行われている状況がみられた。

一方で、令和 3 年度から 5 年度の各年度の居住支援協議会の開催回数が 0 回又は 1 回にとどまる県で活動する居住支援法人からは、当該居住支援協議会の事務局である県の見解と異なり、居住支援協議会の活動は低調であり、市区町村の住宅部局の職員と顔の

見える関係づくりを行うことなどのため、より積極的・活発な活動を望んでいる状況がみられた（事例 4-②）。

この点については、①前記 2（1）アのとおり、居住支援協議会を未設立の調査対象 39 市のうち 30 市が、調査時点において、居住支援に関する住宅部局及び福祉部局の連携体制整備について特段検討していないこと、②前記 3（1）エ及び（2）のとおり、調査した居住支援法人で市区町村との関係構築や支援事業の円滑な実施に苦慮しているものがみられたことを踏まえると、居住支援法人のこうした意見・要望には一定の合理性があるとみられ、これに応えていくことが重要と考えられる。

事例 4-② 県の居住支援協議会の活動状況について居住支援法人の意見と当該居住支援協議会事務局である県の意見が相違している事例

No.	居住支援法人の意見の概要	県の意見の概要
1	- 当居住支援法人では、居住支援に係る関係機関との連携体制を既に確保していることから、セミナーや研修会等の開催も容易であり、県居住支援協議会の活性化に寄与できるので、当居住支援法人に事務を委託してほしい。 - 令和 3 年度以降、居住支援協議会は開催されていないが、それ以前の居住支援協議会では主に学生を取組の対象としており、高齢者や生活困窮者、外国人などを対象とした具体的な取組はなかったため、今後、居住支援協議会の活動を活発化するに当たっては、内容を再検討してほしい。 - 居住支援協議会の議事内容について、情報共有のほか、担当課を交えたケースワークなどを実施してほしい。市区町村の居住支援協議会の設立が進まないような状況なのであれば、県の居住支援協議会をより積極的に実施してほしい。	新型コロナウイルス感染症の流行後は県居住支援協議会を開催しておらず、居住支援協議会を活用した関係機関の連携はできていないが、構成員から居住支援協議会の運営等について特段の要望は寄せられていないと認識している。
2	居住支援協議会の場合を通じて、市区町村の住宅部局の職員と顔の見える関係づくりを行うこと、住宅部局の職員の福祉に対する理解を更に深めてもらうことを期待しているが、年 1 回の開催では、毎回お互いに初対面のような状態になっているため、期待したような成果が得られにくい。	居住支援協議会の開催頻度が少ないと感じたことはない。また、開催頻度を増やした場合、特に遠方の市区町村において移動に係る負担が増すことも懸念され、年 1 回か 2 回の開催が妥当ではないかと考える。

（注）当省の調査結果による。

(2) 居住支援協議会以外の都道府県による支援

【調査結果】

次に、県による市区町村等に対する支援に関し、県居住支援協議会以外によるものについて調査したところ、独自の取組を実施している県がみられた（事例 4-③）。

事例 4-③ 居住支援協議会以外による県の支援の事例

No.	事例の概要
1	○市区町村における居住支援協議会の設立意向の把握・個別支援 当県は、区域内の全市区町村に対し、居住支援協議会の設立意向についてのアンケート調査を実施し、関心を示していると回答した市区町村に対しては、個別に出向いて居住支援協議会の設立等に関する説明を行っている。これを受けて、複数の市区町村から居住支援に係る勉強会の講師派遣や会合の出席等の依頼があり、職員を派遣するなどしている。
2	○市区町村における福祉関連人材や団体の発掘・育成 当県は、区域内の市区町村で居住支援協議会の設立を経験した者を講師として、まだ居住支援法人の指定を受けていない社会福祉法人等を対象に、セミナーを実施している。本セミナーでは、住宅セーフティネット制度に関する勉強会の開催や社会福祉法人が居住支援法人になる意義の周知によって、居住支援法人の指定を受けることを促し、市区町村の居住支援協議会の核となる人材の育成発掘を行っている。 本事業の成果として、令和 4 年度には 9 法人、5 年度には 6 法人が居住支援法人として指定された。

（注）当省の調査結果による。

上記のように、調査対象県の中には居住支援協議会の場以外でも市区町村に対する支援を実施している事例がみられた。

一方で、市区町村に対する支援に当たって、具体的な連携の在り方及びそれを実現するための支援方法が分からないなどとして、国からの情報提供の充実を求める意見・要望を挙げているところが 4 県みられた（表 4-③）。

この 4 県には、居住支援協議会の開催頻度が少なくとも問題ないとの意見を有する 2 県（前記（1）事例 4-②）が含まれており、市区町村に対する具体的な支援方法が分からないとの悩みを抱えていることは、居住支援協議会の積極的・活発な開催につながっていない一因であるとみられる。

表 4-③ 市区町村への支援に当たって苦慮していることについての県の意見・要望

No.	意見・要望の概要
1	市区町村の居住支援協議会の設立について、助言することは可能だが、設立する目的、設立した後の具体的取組を示すことはできないことに困っている。福祉部局と具体的にどのように連携をし、どのような取組につなげていかなければならないか分からないため例示をしてほしい。
2	住宅部局と福祉部局の連携が求められているが、現実的には容易ではない。他の都道府県の推奨的な取組事例を更に示してもらいたい。
3	関係機関の役割分担や連携の在り方を定型的に示せるものではないと思うが、モデル事例や基本的な方向性を示し、関係者のイメージ共有を図る必要がある。業務の押し付け合いにならないよう、各部局の取組を具体的に示した方が良い。
4	連携促進のためのマニュアル・ガイドブックの作成及び都道府県や居住支援法人の連携等に係る事例集の作成・更新をしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

調査対象県においては、居住支援協議会の場合を通じて、又はそれ以外の方法によって、市区町村の居住支援の取組が適切に実施されるよう、支援活動を一定程度実施している状況がみられた。

一方、居住支援協議会の取組については、調査した居住支援法人において、居住支援協議会の事務局である県の見解と異なり、当該居住支援協議会の活動は低調であり、より積極的・活発な活動を望んでいる状況もみられた。

また、調査対象県において、居住支援協議会又はそれ以外の方法により、市区町村に対する支援が行われ一定の成果はみられるが、調査した居住支援法人の一部で市との関係構築や支援事業の円滑な実施に苦慮している状況がみられたことを勘案すると、そうした支援が必ずしも成果につながっていないとも考えられる。

さらに、一部の調査対象県においては、居住支援協議会の開催頻度が低調であっても特段の問題はないと認識しつつ、市区町村に対する支援に当たって、具体的な連携の在り方及びそれを実現するための支援方法が分からないといった悩みを抱え、国からの情報提供の充実を求めている状況もみられた。

これら調査結果については、令和 7 年 2 月 4 日に、国土交通省に対して情報提供を行い、当該調査結果も踏まえて同省が令和 7 年 3 月 19 日に改訂した「居住支援協議会 設立の手引き」において、都道府県による実施が期待される市区町村に対する支援手法の例や好事例及びその効果等についても紹介されているところであり、その周知の徹底を図る必要があると考えられる。また、都道府県による市区町村に対する支援策を市区町村に示すことで、市区町村が希望する支援を選びやすくなり、市区町村における居住支援の取組の一層の進展に寄与すると思料されるため、国土交通省が、支援手法を都道府県に周知する際に、併せて各都道府県が自ら実施し得る支援策を市区町村に提示するよう促すことは、居住支援の推進に寄与すると考えられる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、都道府県による市区町村に対する支援の充実に資するため、都道府県に対して、都道府県（都道府県居住支援協議会）が実施可能な市区町村に対する支援手法の周知徹底を図ること。

また、都道府県に対し、当該都道府県が実施し得る支援策を市区町村に対し提示するよう促すこと。